



うそ電話詐欺防犯情報

民事訴訟通知と思わせる不審な封書・ハガキに注意!!

現在、「法務省管轄支局管理部」、「訴訟通知センター」、「民事訴訟通達管理機構」などといった名称を使い、公的機関を装って民事訴訟の通知と思わせる不審な封書やハガキが、県内各地に発送されています。

今後、各家庭にこのような封書やハガキ（名称、内容が変わる場合あり）が届くおそれがありますので、下記事項を参考にして、被害に遭わないように注意しましょう。



かごパトくん

【普通郵便の例（封書在中の書類）】

【ハガキの例（保護シール貼付の場合あり）】

訴 状

訴訟番号 (○) △△△号

この度ご通知しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 2年〇月〇日
法務省管轄支局管理部 〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区・・・
相談窓口03-△△△△-〇〇〇〇 受付時間 〇時-〇時

民事訴訟最終告知書

令和2年〇月〇日

訴訟番号 令和2年(○)第△号

下記請求事件について告知人は、被告知人に対して訴訟を告知する。

第1 告知の理由（省略）

第2 訴訟の程度（省略）

第3 訴訟の取り下げ（省略）

訴訟取り下げ最終期日（省略）

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構
（所在地、電話番号等 省略）

【普通郵便の例（封書在中の書類）】

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号 (○) 〇〇〇

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債権者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって・・・（省略）

訴訟取り下げ最終期日（省略）

訴訟通知センター
（所在地、電話番号等 省略）

《 注 意 点 》

- 正式な訴訟に関する書類は、普通郵便やハガキが届くことはなく、特殊郵便（特別送達等、受領確認を要する方法）で送付されます。
- 記載されている電話番号には、絶対連絡をしてはいけません。
- 心当たりのない不審な封書やハガキが届いたら、一人で判断せず、家族や最寄りの警察署、又は消費者ホットライン（局番なし）188に相談しましょう！

